

○国立大学法人筑波技術大学「独立行政法人日本学生支援機構
大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考規程

〔平成23年12月21日
規 程 第 4 9 号〕

国立大学法人筑波技術大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考規程

(目的)

第1条 国立大学法人筑波技術大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会規程第2条に基づく、筑波技術大学における独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に関して、必要な事項を定めるものとする。

(推薦対象者)

第2条 推薦対象者は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の第一種奨学金の貸与を受けている本学の大学院生で、当該年度中に貸与期間が終了することとなる者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者（以下「業績優秀者」という。）とする。

(申請)

第3条 奨学金の返還免除を希望する者は、学長の指定する期間内に、機構が定める次の書類を、所属する研究科の専攻長（以下「専攻長」という。）に申請するものとする。

- (1) 業績優秀者返還免除申請書
- (2) 当該大学院における成績証明書
- (3) 業績を証明する資料
- (4) 推薦理由書

(候補者の選考等)

第4条 専攻長は、奨学金返還免除希望の申請者を次条に定める選考基準により評価し、適格と判定する者について、順位を付して学長に推薦する。

2 学長は、専攻長から候補者の推薦があった場合は、国立大学法人筑波技術大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会を開催し、推薦者の選考を行う。

(選考基準)

第5条 業績優秀者に関する基本的な選考基準は、機構が定める奨学規程に基づき、学内外における業績を総合的に評価することにより行うものとする。

2 前項のほか、研究科の専攻分野に関連した学内外における教育研究活動等の具体的な評価方法等については、別表に定める。

(推薦者の決定)

第6条 学長は、委員会の議に基づき、機構からの推薦枠内で推薦者を決定する。

(事務)

第7条 選考に関する事務は、聴覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月21日から施行する。

別 表（第5条関係）

業 績 の 種 類	日本学生支援機構が定める評価基準	筑波技術大学大学院が定める評価項目	
		大学院における教育研究活動等に関する業績	専攻に関連した学外における教育研究活動に関する業績
1号 「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容等の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	① 論文が、筑波技術大学学生の表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 論文が、申請者の所属する研究科長等から表彰された。 ③ 論文が、申請者の所属する研究科の教授会等で特に優秀であると認められた。	④ 論文が、国内外の権威ある学術誌に掲載され、もしくは掲載が予定されている。 ⑤ 論文に基づく口頭発表ないし講演が、国内外の権威ある学会から表彰された。 ⑥ 論文あるいはそれに基づく口頭発表ないし講演が、学界から高く評価されている。 ⑦ 論文を主とする研究成果が評価された結果、日本学術振興会の特別研究員等に採用された。 ⑧ 論文を主とする研究成果が評価された結果、研究助成金の採択を受けた。
2号 「大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	① 研究の成果が、筑波技術大学学生の表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 研究の成果が、申請者の所属する研究科長等から表彰された。 ③ 研究の成果が、申請者の所属する研究科の教授会等で特に優秀であると認められた。	④ 研究の成果が、国内外の権威ある学術誌に掲載され、もしくは掲載が予定されている。 ⑤ 研究の成果に基づく口頭発表ないし講演が、国内外の権威ある学会から表彰された。 ⑥ 研究の成果あるいはそれに基づく口頭発表ないし講演が、学界から高く評価されている。 ⑦ 研究の成果が評価された結果、日本学術振興会の特別研究員等に採用された。 ⑧ 研究の成果が評価された結果、研究助成金の採択を受けた。
3号 「著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）」	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	① 著作物等が、筑波技術大学学生の表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 著作物等が、申請者の所属する研究科長等から表彰された。 ③ 著作物等が、申請者の所属する研究科の教授会等で特に優秀であると認められた。	④ 著作物等が、国内外の権威ある学会、学術助成団体等から表彰された。 ⑤ 著作物等が、社会的に高く評価されている。 ⑥ 著作物等が、学術助成団体等による出版助成を認められた。 ⑦ データベースが権威あるコンテスト等で優秀な成績を収めた。
4号 「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	① 発明、発見、新技術等が、筑波技術大学学生の表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 発明、発見、新技術等が、申請者の所属する研究科長等から表彰された。 ③ 発明、発見、新技術等が、申請者の所属する研究科の教授会等で特に優秀であると認められた。	④ 発明、発見、新技術等が、権威ある学会、学術団体等から表彰された。 ⑤ 発明、発見、新技術等が、権威あるコンテスト等で優秀な成績を収めた。 ⑥ 発明、発見、新技術等が、社会的に評価されている。
5号 「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	① 授業科目の成績が、申請者の所属する研究科の教授会等で特に優秀であると認められた。	
6号 「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	① 実績が、申請者の所属する研究科の教授会等で高く評価された。	② 学外の教育研究活動における実績が、社会的に高く評価されている。 ③ 学外の教育研究活動における実績が、申請者の所属する研究科の教授会等で高く評価された。
7号 「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること	① 成績が、筑波技術大学学生の表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 成績が、申請者の所属する研究科長等から表彰された。 ③ 成績が、申請者の所属する研究科の教授会等で特に優秀であると認められた。	④ 成績が、国内外の権威ある団体から表彰された。
8号 「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること	専攻分野に該当項目なし	
9号 「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	① 実績が、筑波技術大学学生の表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 実績が、申請者の所属する研究科長等から表彰された。 ③ 実績が、申請者の所属する研究科の教授会等で特に優秀であると認められた。	④ 実績が、公的団体等から表彰された。 ⑤ 実績が、社会的に高く評価されている。